

青森県報

第百十六号

令和二年
二月五日
(水曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 公共測量の実施……………(監理課) ……五
- 公共測量の終了……………(同) ……五
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活課) ……五

○建設業者の許可の取消し……………(県北地域) ……六

○右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事 業 所	指 定 年 月 日
合同会社令 福	弘前市大字中野 五丁目九の八	訪問介護	悠々友ヘル パーステ ーション	令和 二・三・一

青森県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事 業 所	廃止の 届出 年 月 日	廃止 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃	〃

社会福祉法人長慶会	社会福祉法人峰寿会	社会福祉法人双樹苑	有限会社和心	医療法人孝信会	社会福祉法人十和田湖
弘前市大字坂市三の三	五所川原市金木三三三の八	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の一	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下夕九八の七	十和田市大字奥瀬字下川目二の九
訪問介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	短期入所療養介護	訪問介護
長慶苑 ホームセン タル	サンライ フいきい き訪問看 護ステ ーション	今別町デ イサービ イセン ターひよ り	介護サ ービス「 うじよ う」	シヨ ート くステ いはら ふ	訪問介 護所湖 楽園
弘前市大字坂市三の三	五所川原市金木町一三三七〇	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の三九	黒石市大字中川字富田一〇の二	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下夕九八の七	十和田市大字奥瀬字下川目二の五八
令和 元・三・三	二・一・二〇	二・一・八	二・一・一	元・三・三	元・三・二六
令和 元・三・三	二・一・一	元・二・三〇	二・一・三	ク	二・一・一

青森県告示第七十二号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	指定介護予防サ ービス事 業者	介護予 防サ ービス 種類	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス 事業を 行う事 業所 所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
--------------------	-----------------------	------------------------	--------------------	---	------------	------------

社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木三三三の八	介護予 防訪問 看護	サンライ フいきい き訪問看 護ステ ーション	五所川原市金木町一三三七〇	令和 二・一・二〇	令和 二・一・一
-----------	--------------	------------------	-------------------------------------	---------------	--------------	-------------

青森県告示第七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サ ービス事 業者	障害福祉サ ービス事 業者	障害福祉サ ービス事 業者	指定 年月日
株式会社ほりこし運輸代行社	住所 主たる事務所の 所在地	住所 主たる事務所の 所在地	令和 二・三・一
北前市大字城東六三丁目六の一	居宅介 護、重 度訪問 介護	居宅介 護、重 度訪問 介護	
北前市大字城東六三丁目六の一	居宅介 護セ ンター ほりこ し	居宅介 護セ ンター ほりこ し	
北前市大字城東六三丁目六の一	住所 主たる事務所の 所在地	住所 主たる事務所の 所在地	

青森県告示第七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更 年月日
----	----	-----	-----------

変更前	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八二	令和 元・三・一
変更後		黒石市一番町一八五	

青森県告示第七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	つがる薬局店	所 在 地	五所川原市字川端町三の四	指定辞退年月日	令和 二・一・三
	あいだクリニック		青森市合浦一丁目二の二一	〃	

青森県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	つがる薬局店	所 在 地	五所川原市字川端町三の四	指定年月日	令和 二・二・一
-----	--------	-------	--------------	-------	-------------

保険調剤薬局ファーマシー	弘前市大字代官町九一の三	〃
医療法人あいだクリニック	青森市合浦一丁目二の二一	〃

青森県告示第七十七号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡七戸町字菩提木五四の一、五四の三、五四の四、五四の一、字尾山頭一〇の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十八号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

十和田市大字深持字若狭一三二から一三五まで、一六八の二（次の図に示す部分に限る。）、一六八の六、一六八の七、一六八の九、一六八の一、一六八の一、一六八の一七から一六八の一九まで、一六八の二四から一六八の三四まで、一六八の四五、一六八の四九から一六八の五一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十九号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字合子沢字山崎二二六の二・二二七の二・二二七の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二六の三、大字四ツ石字前岳四、五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一〇七二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(三級基準点測量作業)

三 測量の期間

令和二年一月二十日から同年二月二十九日まで

四 測量の地域

八戸市大字売市地内

三級基準点一点

青森県告示第八十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東京航空局青森空港出張所

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量及びGNSS水準測量)

三 測量の期間

令和元年九月十七日から令和二年一月十七日まで

四 測量の地域

青森空港内

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人六ヶ所村体育協会

三 代表者の氏名

久保 勝廣

四 主たる事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附九九二

五 定款に記載された目的

この法人は、六ヶ所村を中心とする地域住民を対象に、スポーツの普及・振興とスポーツ交流・健康づくりに関する事業を行い、地域住民の健康維持及び増進に寄

与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社小又建設
- 二 代表者の氏名 三浦敏明
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ケ沢五九の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第一〇四七二号
- 五 取消年月日 令和元年十一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和元年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中善建設
- 二 代表者の氏名 中村善一郎
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平六一九の二

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六六一一号
- 五 取消年月日 令和元年十一月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭